

## 非常勤精神保健指定医に関する設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神保健指定医特別職非常勤職員（以下「精神保健指定医」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 精神保健指定医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務)

第3条 精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第19条の4に規定された事項のうち、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 精神保健福祉法第21条に関する判定
- (2) 精神保健福祉法第29条に関する判定
- (3) 精神保健福祉法第33条に関する判定
- (4) 精神保健福祉法第34条に関する判定
- (5) 精神保健福祉法第36条に関する判定
- (6) 精神保健福祉法第38条に関する判定
- (7) 精神保健福祉法第45条に関する診察

2 精神保健指定医は、前項に規定するもののほか、健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長が必要と認めた職務を行う。

(報酬)

第4条 精神保健指定医には、第1種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、日額20,000円とする。

3 前項に規定する第1種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(費用弁償)

第5条 精神保健指定医がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(任用)

第6条 精神保健指定医は第3条に規定する職務を行うために必要な実務経験有した人権に配慮できる者、かつ、精神保健福祉法第18条及び19条の4の規定により精神保健指定医として指定された者

のうちから総合リハビリテーション推進センター所長が選考の上、市長が任命する。

2 精神保健指定医の任用期間は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 精神保健福祉法第19条の4第2項より、任用にあたり文書による発令を要せず、任命権者の意思が当該者に伝わることで十分とされることから、文書による任命は行わない。

(退職)

第7条 精神保健指定医は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て、当該病院より承認があった日

(3) 死亡したとき

(解職)

第8条 精神保健指定医は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき

(服務)

第9条 精神保健指定医は、次に掲げる服務規律を遵守すること。

1 勤務時間中は、職務に専念すること。

2 職務の遂行にあたっては、法令等に定めるものを除くほか、健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長の命令に従うこと。

3 その職の信用を傷つけるような行為はしないこと。

4 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第10条 精神保健指定医の庶務手続等は、健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課が行う。

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び川崎市特別職非常勤職員に関する要領その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。